

平成26年6月

# 城南衛生管理組合議会

総務常任委員会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

## 連合審査会

会 議 記 録

平成26年6月城南衛生管理組合議会  
総務常任委員会・廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

連 合 審 査 会

開催日時 平成26年6月10日（火）午後2時30分  
開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員（21人）

（総務常任委員会委員）

（廃棄物処理常任委員会委員）

連合審査会

委 員 長 谷口 重和

副 委 員 長 土居 一豊

連合審査会

副 委 員 長 鷹野 雅生

委 員 田辺 勇気

委 員 村田 忠文

委 員 山本 邦夫

委 員 乾 秀子

委 員 内田 文夫

委 員 阪部 晃啓

委 員 中坊 陽

委 員 中井 孝紀

委 員 八島フジエ

委 員 坂下 弘親

委 員 堤 健三

委 員 真田 敦史

委 員 浅見 健二

委 員 関谷 智子

委 員 荻原 豊久

委 員 山崎 恭一

委 員 長野恵津子

委 員 矢野友次郎

欠席委員（1人）

委 員 橋本 宗之

説明のため出席した者

専任副管理者 竹内 啓雄

事業部長 寺島 修治

施設部長 太田 博

安全推進室長 越智 広志

総務課長 杉崎 雅俊

財政課長 橋本 哲也

施設課長 川島 修啓

業務課長 栗山 淳彦

クリーンピア沢

所長 森内 富雄

総務課主幹 別所 尚紀

施設課主幹 池本 篤史

施設課主幹 馬淵 武志

安全推進室主幹 福井 均

財政課主幹 清水 孝一

総務課課長補佐 倉富 晋一郎

職務のため出席した者

議会事務局長 木下 敦

1) 議 題

し尿収集運搬業務委託企業による個人情報記載書類の誤廃棄について

午後2時33分開議

○谷口重和委員長 皆さん、こんにちは。ご苦労さまでございます。

本日は、総務常任委員会及び廃棄物処理常任委員会、両委員会による連合審査会を招集いたしましたところ、委員各位におかれましては、何かとお忙しい中ご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

会議に先立ちまして、本委員会の位置づけについて、議会事務局長に説明をいただきます。

○木下 敦議会事務局長 ご苦労さまでございます。

それでは、本日の連合審査会についての手続について説明させていただきます。

本事案につきましては、当局より常任委員会の開催依頼があり、その案件から総務常任委員長に緊急に委員会を開催いただくよう依頼いたしましたところ、その案件には廃棄物処理常任委員会所管に係る事案も含まれるとのご判断から、総務常任委員会委員長及び廃棄物処理常任委員会副委員長協議の結果、組合議会会議規則第68条に規定する連合審査会を設置することに決定いただきました。

このことから、6月4日付にて総務常任委員会委員長より廃棄物処理常任委員会副委員長宛て連合審査会開催申入書が提出され、同日付で廃棄物処理常任委員会副委員長から総務常任委員会委員長宛てに連合審査会開催同意書にて受諾され、連合審査会開催の手続が整い、本日の総務常任委員会及び廃棄物処理常任委員会合同による連合審査会が設置され、付議事案についての審議をお願いすることとなりました。

以上の経緯から、連合審査会正副委員長には、主管委員会正副委員長の谷口委員長、鷹野副委員長に就任いただき、審査会の議事運営をお願いする次第でございます。

以上でございます。

○谷口重和委員長 ただいまの説明のとおり、本連合審査会は、総務常任委員会を主管委員会として、廃棄物処理常任委員会と合同で設置し、し尿収集運搬業務委託企業による個人情報記載書類の誤廃棄についての審議を、総務常任委員会委員長を連合審査会委員長として議事運営を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷口重和委員長 異議なしと認め、連合審査会の委員長を、私、谷口が務めさせてい

たきます。

それでは、会議の前の連絡事項についてご報告をいたします。

出席委員は、総務常任委員10名、廃棄物処理常任委員11名であります。橋本委員が少し遅れるようであります。

なお、本審査会に傍聴の申し出及び報道機関より写真撮影の申し出がありますので、委員長においてこれを許可いたします。

それでは、審査に先立ちまして理事者より挨拶の申し出がございますので、お受けしたいと思っております。

竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 本日は、総務常任委員会、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会、両常任委員会連合審査会の開催につきまして、委員各位におかれましては、大変お忙しい中、急遽のご参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

まず、ご報告に先立ちまして、本年度最初に開催されます委員会でありますので、本日出席しております幹部職員についてご紹介をさせていただきます。

寺島事業部長でございます。

○寺島修治事業部長 寺島です。

○竹内啓雄専任副管理者 太田施設部長でございます。

○太田 博施設部長 よろしくお願いたします。

○竹内啓雄専任副管理者 越智安全推進室長でございます。

○越智広志安全推進室長 よろしくお願いたします。

○竹内啓雄専任副管理者 杉崎総務課長でございます。

○杉崎雅俊総務課長 よろしくお願いたします。

○竹内啓雄専任副管理者 川島施設課長でございます。

○川島修啓施設課長 よろしくお願いたします。

○竹内啓雄専任副管理者 栗山業務課長でございます。

○栗山淳彦業務課長 よろしくお願いたします。

○竹内啓雄専任副管理者 橋本財政課長でございます。

○橋本哲也財政課長 よろしく申し上げます。

○竹内啓雄専任副管理者 森内クリーンピア沢所長でございます。

○森内富雄クリーンピア沢所長 よろしくお願いたします。

○竹内啓雄専任副管理者 以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

さて、本日も報告を申し上げたく存じておりますのは、先般6月2日に各議員にお知らせいたし、また、報道発表もしました事案でございますが、し尿収集委託企業の1社において、収集世帯などの所在地と氏名もしくは事業所名という個人情報に記載された書類が過って廃棄されるという事案が発生いたしました。

本事案の内容、その後の調査でわかりましたことも含め、その対応等については配付の資料により後ほど説明いたしますが、幸い、廃棄されました書類は、これを発見された方からの通報を受け、回収することができ、情報が流出したということはないものと判断しておりますが、そもそもこうした個人情報は厳重に管理されなければならないものであり、過って廃棄されたこと自体、重大な事案と認識するものでございます。

本組合におきましては、昨年度発生しました一連の不祥事案に対しまして住民の皆様からの信頼回復に取り組んでいる中、今般、委託企業における事案とはいえ、本組合が所有する個人情報の管理に関してこのような事態が発生し、重ねて管内住民の皆様にご心配をおかけすることとなりましたことに対しまして、深くおわびを申し上げる次第でございます。

今後、再発防止に向けまして、改めて個人情報の管理の徹底について取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○谷口重和委員長 それでは、直ちに、し尿収集運搬業務委託企業による個人情報記載書類の誤廃棄につきまして報告を受けたいと思います。

寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 最初に、本報告資料の配付が本日になりましたことにつきまして、おわびを申し上げます。

それでは、配付させていただいております資料に基づき、し尿収集運搬業務委託企業による個人情報記載書類の誤廃棄についてをご説明させていただきます。

最初に「1.事案の経緯」でございます。平成26年5月28日水曜日、本組合に、京都市西京区在住の方から、居住地のごみ回収ステーションにて、本組合業務に係る個人情報の一部が掲載された書類を発見した旨の通報を受けたものでございます。当日の夜、通報者宅へ出向きまして、事実の確認と書類の回収を行った次第でございます。当組合におきまして確認の結果、当組合がし尿収集運搬業務を委託しておる企業が収集管理用に作成した書類であるということが判明いたしました。

当該書類は、通報者において本年の1月ごろに発見され、その後、本人においてそのまま保管されておりましたが、最近になって、本組合に係る情報ではないかということで通報があったものでございます。通報者以外の目に触れた可能性は低く、プライバシーの侵害の可能性は極めて少ないものと考えております。

なお、現時点におきましては、本件に係り、住民の皆様方の問い合わせ等はございません。

今回の事案により、本組合が所有する個人情報の適切な管理に対しまして管内住民の皆様にご心配をおかけすることとなり、深くおわびを申し上げます。

次に、2点目の、「当該個人情報内容について」をご説明させていただきます。

まず、「発見時期・場所」でございますが、今申し上げましたとおり、時期につきましては本年1月ごろ、場所につきましては京都市西京区大枝杵掛町の国道9号沿いごみ回収ステーションでございます。

当該の情報でございますが、「委託企業作成書類（平成25年6月20日作成）」と記載されております。A4判片面刷りの56枚の資料でございます。

②の「件数」でございます。合計では1,732件。宇治市分が1,501件、内訳といたしまして、世帯制1,445件、従量制56件。城陽市分が231件。世帯制が218件、従量制13件という内訳になってございます。なお、世帯制は主に一般の世帯、従量制は事業所等でございます。

③、「情報の内容」につきましては、資料の一番後ろ、6ページに見本を添付させていただいておりますので、6ページのほうをごらんいただきたいと存じます。整理番号といたしまして、アルファベット1文字、この見本ではEという形で記載させていただいておりますが、それに数字の整理番号が最大で10桁でございます。それから、住所、氏名、もしくは事業所名が記載されております。欄外記載事項としましては、左の一番上に、「Xブロック」という形で書いてございますが、これは実際には、1ブロックとか2ブロックとか、1から15の数字が入ったものでございました。「ブロック」の横側、「世帯制」とございますが、これは、世帯制のものと従量制の部分があったものでございます。

続いて、資料の2ページをお願いしたいと存じます。

本件の委託企業でございますが、有限会社池田清掃でございます。

「(3) 誤廃棄の原因」でございます。誤廃棄された書類は、収集業務の管理を行うため当組合が貸与していた資料、これには、貸与期間、貸与条件を付しておりましたが、この内容に基づき委託企業内でパソコンにより作成し、印刷したものであるということが判明いたしております。

当該企業の従業員、こちらは26年4月20日付で退職されたというふうにお伺いいたしておりますが、従業員が会社の許可を受け、当該書類を自宅に持ち帰り、照合等の作業、保管をした後、日常利用するごみ回収ステーションに過って廃棄したことが判明いたしたものでございます。

3番目、「事案を受けての対応」でございます。まず、当該企業に対する指導でございますが、このたびの事態を厳粛に受けとめまして、直ちに事案に係る企業代表者へ厳重に注意を行いますとともに、原因と今後の対策についてのてんまつの報告を指示し、

その報告を受けたところでございます。

それから、委託企業に対する指導といたしましては、当該企業を含む全委託企業、5社でございますが、こちらの代表者を招集いたしまして、今般の事案の概要を伝え、同様の事案がないかなど緊急点検し、改めて個人情報の適正管理の徹底を図るよう注意喚起を行いますとともに、点検結果の報告を行うように指示をいたしました。

次に、新たに把握した事実についてご説明させていただきます。

この間、委託企業から点検結果の報告を受ける中で、新たに他社において収集作業中におけるし尿臨時収集量確認票紛失1件の報告を受けましたので、ここでその概要をご説明させていただきます。

四角で困っておりますが、概要でございます。日時・場所・委託企業につきましては、6月3日、家屋の下水接続工事現場、宇治市内でございます。委託企業については、有限会社古川商事でございます。内容でございますが、6月3日にこの古川商事の従業員が家屋の下水道接続工事に伴う臨時収集を行った際、し尿臨時収集量確認票、3枚複写の伝票でございますが、こちらを現場に置き忘れ、その後、3枚中、2枚を回収した。具体的には、3枚中、組合用、収集先用は回収したものの、収集担当控え1枚を紛失したという事実でございます。この確認票には、収集先の住所、氏名、それから当日の収集量などが記載されているもので、当該居住者の方には状況説明とお詫びを行っております。当該伝票については、今日まで発見に至ってはおりません。

続いて、3ページをお願いいたします。「再発防止策（個人情報管理の徹底）」でございます。

各委託企業に対して、改めて日常業務で取り扱っている個人情報の重要性を従業員全員に周知徹底し、その取り扱い、管理及び処分については適正に行うとともに、措置及び対応について書面で報告するように通知をいたしました。今後とも、委託企業に対する指導・監督を徹底し、し尿収集業務における個人情報の取り扱いを適切に行ってまいりたいと考えております。

本組合におきましては、昨年来の相次ぐ不適切な事案に対し、全職員が信頼回復に向け取り組んでいるところでございますが、今般の事案を重大なものと受けとめ、いま一度、個人情報の適切な管理を再点検し、全庁を挙げて再発防止に取り組み、住民の信頼回復を図るよう、職員に対しまして訓令を発したところでございます。

次に、4ページをお願いします。以後は参考資料でございますが、1点目、「誤廃棄・回収された個人情報記載資料」、こちらのほうは、先ほどご説明申し上げました見本で、6ページに添付いたしております。

続いて2点目、「貸与資料の内容・取扱条件」につきましてご説明させていただきます。

今般、委託企業に貸与しました資料は、平成25年度し尿収集運搬業務委託収集先リストでございます。当該リストに掲載されている、世帯制、従量制の合計件数は、「①各企業・市町別件数」に記載のとおりでございます。

次に、リストの貸し出しに当たっての取り扱いの条件、②という形で記載いたしておりますが、ご説明させていただきます。取扱要綱といたしましては、ここに記載のとおり、業者のほうに示しておりました。例えば、1番でございますが、本リストはし尿収

集運搬業務委託における収集先の適正管理を目的とするという形で、貸与の目的を規定いたしております。

それから、4番のほうへ行きまして、受託企業については、本リストを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、次のとおり扱うものとするという注意書きで、5ページのほうへ行っていただきまして、1番では、受託企業事務所内で使用することと規定いたしております。それから、(3)では、「複製してはならないものとする。」という形で、むやみに貸与資料を複製してはならないということで説明させていただいております。

それから、5番目の(2)でございますが、「受託企業は、情報の管理に必要な措置を講じるものとする。」という規定をさせていただいております。

続いて、大きい3番、「し尿収集運搬委託業務契約書(抜粋)」でございます。関係部分を抜粋させていただきましたが、契約書の中には、情報及び秘密の保持についての規定をいたしたところでございます。

それから、契約書とセットになっております一般仕様書の中では、個人情報の保護に関する法律を遵守することを規定いたしております。

配付資料の説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○谷口重和委員長 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。

土居委員。

○土居一豊委員 2点、質問いたします。

3ページに書いてあります再発防止策、これをもう少し具体的に説明していただけますか。

それと、組合が出しました資料について、5ページのところに(1)から(3)までありますが、ここに、複製はしてはならないものとするがありますけど、会社がパソコンでつくることについては組合はこれまで関与していないんじゃないかと思いますが、これからも関与しない考えをお持ちですか。2点、お願いします。

○谷口重和委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 2点のご質問をいただきました。

まず1点目、再発防止策を具体的にという形でございますが、基本的には、今般の事案、委託企業の事案であるということでございますが、我々職員のほうも個人情報の取り扱いについて、しっかりと今般の事案を受けとめて対応していくべきであるという形で、企業向けと職員向けの両方の指導をいたしております。各企業向けにつきましては、今般、企業の代表者を直接、我々のほうにご参集いただきまして、それぞれ日常の業務に当たって対応していただいている中、常に緊張感を持って、重要な個人情報を扱っているということを再認識していただきたいという形での指導をさせていただいたところでございます。職員向けにつきましては、機会あるごとに訓令等で周知はさせていた



だいていますが、今般の事案を受けて、改めて対応について指示をさせていただいたところでございます。

続いて、5ページの、複製をしてはならないという関係の点でございます。こちらについては、そもそも、今般の取扱要綱においての指示事項としましては、我々が業者に貸与いたしましたその資料について、むやみにコピーをとらないでくださいという趣旨でお渡ししたものでございますが、委員ご指摘のとおり、当該のリストを渡すまでもなく、委託業者についてはし尿収集の業務を日常行っていますので、当然、業者において、どここの家に収集に行くかという具体的な内容については把握いたしております。その内容としましては、企業によりまして、地図に印をつけておったり、もしくはデータでもって管理をされているという形も、業者からの聞き取りでは把握いたしております。

したがって、今般の我々の通知の中で、複製不可ということでございます。文字どおり読みましたら、パソコンのほうの入力も紙コピーも、どちらも複製であるという認識はいたしております。ただ、現実問題といたしまして、業者でデータがなければ実質はもうくみ取りもできないということでございますので、今後におきましては、具体的な取り扱い、例えばパソコンで管理する場合、パスワード管理をするとか、情報の取り扱いの責任者を明確に定めるとか、その点を含めまして、現実に即した対応をしてみたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○谷口重和委員長 土居委員。

○土居一豊委員 それでは、会社がパソコンで作成することについては、組合としてはそれは認めるということですか。

○谷口重和委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 現時点におきまして、はっきりと了とするとか不可とするという通知はいたしておりませんが、方向としては、今後につきましては一定の条件を付して認めていく立場をとっていきたいというふうに考えております。

○谷口重和委員長 土居委員。

○土居一豊委員 まさに、業者さんに渡したら、それを業者さんは、各収集の車両ごと、もしくはグループごとに名簿をつくらないと、どこに行ってもいいかわかりませんよね。その名簿の中には不必要な名簿は要りませんよね。私が担当で例えば300を担当するんだしたら、私に300の名簿をもらえばいいんですね。会社がこれ、つくるのは当然ですよ。今までは、ただ「複製してはだめですよ、組合が出したのを複製したらだめですよ、会社のつくるものについては私たちは関与しませんよ」というのが今までの実情ですよ。しかし、今回の事例からすれば、やはり、会社がつくるものについてもある程度関与しないと、また同じことが発生すると私は思うわけですよ。だから、会社が

つくるものについて、今後、しっかりとどのように関与して会社に管理させるかということ、今、部長からありましたけど、これを早急に具体化して会社に徹底しないと、私は、また同じことが起きると思うんですよ。そんなに、収集に回る方がこの名簿は大事なものだといってほんとうに思ってくれて回ってくれてるかなと。上の方は思ってると思うんですけどね。

そこで提案ですけど、私は、会社はそんなにたくさんのはつくらないと思うんですよ。必要な部数だけつくると思うんですよ。それをしっかり、つくった書類に通し番号を打って、そして、必ず会社内で受け取りを明確にさせて、そして管理をさせる。そうすることによって、実際、名簿を持って回る方も、この名簿がどれだけ重要な名簿なのか、漏れたときにどれだけ困る名簿なのかということ、を自覚されるんじゃないかと思うんですよ。会社の上の方が幾ら自覚していても、現場で動く方がそれを自覚しないと、また発生すると思うんです。

だから、まずは、パソコンでつくることについて、今後はしっかり組合として関与する。そして、会社からしっかり、どれだけの名簿をつくって、これは誰に渡しとるんだというふうなものの報告をもらうとか、そして、年度が終わったら回収したものを必ず文書で報告させるとかそういうことを、ちょっと会社の中まで入るかもわかりませんが、名簿管理という観点においては入っていかなきゃならないんじゃないかと思いますが、部長、いかがですか、見解は。

○谷口重和委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 まさに今、委員ご指摘のとおり、我々も認識いたしておりまして、ただいまいきました、例えば通し番号を付すとか、情報が特定できる方法を、議員の提案も含めまして、今後、具体的な対応を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○谷口重和委員長 土居委員。

○土居一豊委員 それでは、もう1点申し上げます。

フルネームの名前は要らないと思うんですよ、担当者に渡すときには。下の名前は要らない。姓だけあれば回れると思うんですよ。ところが、組合が出してる名簿は、多分、フルネームで全部出してると思うんです。だから、会社が再度パソコンでつくって渡す名簿については、名簿のつくり方まで具体的に入って、必要でないものは全部カットして、そして、ほんとうに収集のために必要な名簿だけパソコンで複製することについては認めますよというぐらいのことまで入れないと、フルネームで入れれば名前がわかるじゃないですか、男の人の名前じゃなくて女性の名前であれば、「あっ、ここは女性家庭かもわからないな」と、それが漏れたときには。だから、同じ名簿をつくるにしましても、下の名前は書かない、姓だけにすると。それで十分、私は、収集作業は達成できるし、もしそこに電話番号なんかを入れるようなことがあれば——電話なんか要りませんよ。住所と姓だけわかれば、私は、回っていけるんじゃないかと。何か問い合わせが要

るのであれば、担当者は会社に問い合わせして、会社がそれを出せばいい。だから、少し具体的に関与することを検討していただきたいということを申し上げておきます。終わります。

○谷口重和委員長 ほかにございませんか。

田辺委員。

○田辺勇氣委員 内容については全般的には大体理解をしてるんですけども、この資料をいただいて、事前にファクスでいただいている分も含めてなんですけども、事案の経緯について、少し、読んでいても僕から見ると不自然だなと思う点があるので、その辺をお聞きしたいんです。京都市西京区在住の方が、この城南衛管にかかわる個人情報の一部が掲載されたと思われる書類という判断をされるというのは、非常に難しい判断をされる方だなというふうに思うんです。ましてや、その書類を1月に見つけられて、その間、保管されていて、今になってこういうことが出てくるという、この経緯について、例えばこのごみ回収ステーションというのは大体どれぐらいの大きさのもので、この個人情報というのは袋に入れられていたのか、それとも散乱しているような形になっていたのかとか、その辺の経緯をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○谷口重和委員長 栗山課長。

○栗山淳彦業務課長 今、田辺委員のほうからありましたとおり、発見が1月ということで、私どもも、正直、はてながつくという状況の中で、通報者宅へお伺いして、その書類を預かってきたわけでありますけども、まず1点目、その個人さん、その通報者の方は非常に多忙で忙しい方だったみたいで、本人さんの事情によってこの月になったということであります。それ以上、わざわざ城南衛管さんの資料じゃないですかと言っていただいているのに、それはおかしいやろというような追及を私どものほうからもすることもできませんし、それは、本人さんの都合、事情であったというところであります。

もう1つ、なぜこの書類が城南衛管の書類かという判断をされたかということであります。先ほどご説明もさせていただいたとおり、世帯制、従量制という文言がありまして、その方がその文言を手がかりに、当組合への一報についても、当組合で世帯制、従量制という文言をお使いですかという問い合わせが一報あったということであります。実際、私も、ネット上で「世帯制」「従量制」、そしてスペースをあけて「宇治市」と入力すれば城南衛生管理組合というのが出てきますので、やはり、そういう状況の中で城南衛生管理組合ではないかと判断されたということであります。

また、廃棄されていた状況ですが、ご本人さん、京都市でありますので、京都市の指定袋に入っていたかどうかということも私たちは問い合わせさせていただいたんですけども、指定袋に入っていたかどうかというのは非常に記憶が曖昧だということです。我々としては、その書類がごみ捨て場であって、すぐに書類とわかったんですかという問いをさせていただきました。その点についても、一見、ごみ捨て場のほうで書類が捨てられていることがはっきりわかるような状態じゃなかった、何らかの袋に入っていた

ということであります。だから、多くの方に人目がつくような状態じゃなく廃棄されておられて、その方がちょっと気になってその袋をあけたらこういう書類が入っていたということであります。

以上です。

○谷口重和委員長 田辺委員、よろしいですか。

○田辺勇氣委員 結構です。

○谷口重和委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 これ、ちょっと私も不思議に思うんですけど、こういう書類がなくなっているけど、会社としては何ら不自由を感じないということなんじゃないかな。1月に、これ、発見されて、本人は4月に退職して、それで5月に発覚したわけなんですけど、その間、この書類がなかったけど何ら不自由がない。例えば、先ほどもありましたように、きょう私が300件回るのに、ほな、きょうはこれだけ行ってくださいといって、帰ってきたら、これだけ行ってまいりましたというようなことに、収集体制としてはなっていないんじゃないかな。ちょっとその辺は、私、よくわからないんですけどね。

その辺がどうなってるかということと、そもそも個人情報たる書類の作成に、この報告書によると、貸与期間と貸与条件をつけて衛管が貸し出しをしているというようなことが書いてあるんですけど、この辺の個人情報が一体どこまで衛管として、業者に渡して、その保管がどのように使われておって、それがどのようにチェックされておるかということ、ふだん、衛管としてかわり合いを全然持っておらないということなんじゃないかな。その辺はどのようになってるんですかね。

それから、嚴重注意をしたということなんやけど、あなた方は常に、業者に何かあったら嚴重注意や嚴重注意やと言うてるけど、何も嚴重注意やあらへんやんか。こんなん、当たり前のことを言うてるだけじゃないんですか。どんな注意をなされたんか知りませんが、その辺はどうなんでしょうかね。

それから、いわゆる作業員がこの書類を捨てたことによって、後のその事業所、やる業者のほうに何らかの業務上の支障がないと、こういうことなんですか、この書類は。その辺はどういうふうになっているんですか、まず、それだけちょっとお答え願いたいと思うんです。

それから、先ほどの答弁がありましたけど、職員、業者に注意をしたこともちょっと聞いておったんですけど、こんなの、書類を扱う意味でごくふだん当たりの注意じゃないの。こんなん、特別注意せな、業者はこういうことが守れないという注意なの、これ。その辺、どういう認識をお持ちになってるんですか。

最も基本的なことは、ここ、衛管、最近、次から次へと何か、あっちにったりこっちにったりということで、その都度、理事者も含めて遺憾の意を表されておるわけなんですけど、これ、一体いつになったらとまるんですか。あなた方は一体どこで仕事をしてはるんですか、あなた方の仕事は。起こったら謝って、「それぞれこういうふうに対処

いたしました。「今後、二度とこのようなことがないこと」と最近では言わはらへんけども、すぐまた次起こるかかわからるのでそういうことが言いにくんだらうと思うんだけど、それであなた方自身の仕事になってるんですか、これ。一体、その辺はどうなんですか。いつでもいつでも、専任副管理者が頭を下げて、まことに申しわけない、遺憾であったということを言うて、次からまた、まことに申しわけない、遺憾であったと、これ、繰り返しをいつまで一体続けるんですか。

○谷口重和委員長 浅見委員、これで一遍、答弁させますので。

○浅見健二委員 はいはい。

○谷口重和委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 最初にご質問いただきました、当該書類がなくなっても会社はわからないのかという形でございます。我々のほうも、企業代表を呼びまして、基本的に個人情報掲載書類の取り扱いがきちりできてないと。会社のほうで、会社の許しを得て従業員が家へ持って帰ったということであれば、委員ご指摘のとおり、いついっか返却があったという確認があつてしかるべきだろうと。その確認を経ぬまま、結果として従業員はもう退職してしまっているわけでございますが、そちらについては、会社のほうとしての管理が不十分であったということは代表のほうからも説明を受けております。

それから、個人情報にかかわっての企業等への通知でございますが、機会あるごとに一般的な注意とあわせて注意はさせていただいております。例えば平成21年でございますが、個人情報の保護に関する法律に係る文書管理責任者の更新の届け出という形で、個人情報書類を保管・管理する取り扱い責任者を複数管理して当組合に報告しなさい、個人情報については機密文書として取り扱うとともに目的外に使用してはならないということを改めて通知する文書も送っています。また、それより以前になりますが、平成17年には、業務上必要な個人情報を含む書類を当組合から提供しているので、適切な取り扱いをされるよう通知するという形での通知も行っております。このほか、契約に際しまして事業者を呼び出した際にも必ず注意はいたしているところでございます。

それから、当該書類がなかっても業務に支障がないのかということでございますが、今般の我々のほうが貸与いたしましたリストはあくまでも収集先の確認用という形で確認をさせておりますので、日々の収集につきましては、例えば地図等に印を付したもので回っておるといふ、当該企業においてはそういう実情でございますので、直接的な弊害はなかったという形で理解をいたしております。

以上でございます。

○谷口重和委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 全体的な認識の問題と、このようなことが、今回、委託先企

業での事案とはいえ、一連の中で同じような本質的な部分でまた繰り返されているというご指摘でございます。全体的な認識といたしましては、冒頭で申し上げましたように、我々の廃棄物の収集、運搬、処分という業務が、市町村、いわゆる自治体の責務で行わなければならない業務となっております。これは、直営でやろうが、委託でやろうが、その責務は同じで、委託企業はいわば我々の責務を代行してやっているという立場でございますので、委託先企業において今回起こった事案につきましては、私どもにおいて起こった事案と同等ぐらいの重大性があるという認識に立っております。

その上で、この間、一連の事案の中で、企業で起こった事案とはいえ、こうしてまた管内住民の皆様にご心配をかけ、これが今の時点では、流用、悪用という事実はないというふうに総合的な点から見て判断いたしておりますけれども、万々が一、悪用されたというようなことになると、これは非常に極めて深刻な事態になった可能性もあるわけで、そういう委託企業の責務、全体のこの間の私どもの一連の事案の中でこうしたことがあったということを踏まえまして、個別具体的に、一つ一つの事案に対して真摯にこれについては改善と抜本的な対策をとっていくしか道はないと、こういうふうに思っておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○谷口重和委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 いろんなことを何遍も言うてると。言うてるだけで、これ、起こってくるわけでしょう。そんなこと、あんた、言うてるだけで事が済むねやったら、何回でも言わはったらよろしいやんか。それであなた方の責務は逃れられるの。言うてんのにしとんねやと。ほな、誰が悪いのよ。もちろん業者は悪いか知らんけども、それだけでええのか。そんなの、おかしいのと違う。そんなんやったら、こんなもん、何ぼでも起こりませ。その辺、どう考えてはるんですか。平成何年に何や言うたとか、かんやら言うたとか、いっぱい言わはりましたわ。それでも起こってる事実を捉えて、あなた方、どう考えてはるの。

それから……。

○谷口重和委員長 竹内専任副管理者。

浅見さん、もう答弁で。

○竹内啓雄専任副管理者 したがいまして、私ども、これ、企業において起こった事案なので私どもと関係ないというふうな、そんな立場は申し上げておりません。逆に、おそらく、今、ご質問でもありましたように、常日ごろから私どもの個人情報と業務の必要性で扱う。当然、同じ情報を持たなければ仕事ができないわけですから、そういう同じ立場にある委託企業に対する指導のあり方として、我々の指導がきっちり十分であったのかどうか、これは点検していかなければならない問題というふうに思っております。

○谷口重和委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 それやったら、今委員会で、「我々としては今後こうしたいと、これで万全を期する」と。それじゃ、もう、後、言いませんけど、専任副管理者、それやったら、「今後二度とこのようなことはやりません」ということを答えたらどうやねん、1回、「衛管として絶対の責任を負います、こういう問題は今後二度と起こしません」と。あなた方は、その都度その都度、言いわけをなさってるんじゃないですか。今回かっても、この業者の職員がそういう書類を何で持って帰らんなん必要があったのかどうか。それが返ってこなかっても何らチェックもする必要も何もないと。こんなことで、個人情報に悪用されたときに、一体これ、誰が責任とるんですか。いつもたまたま問題がなかったからよしとして処理してるけど、これ、問題が起こったら誰が責任とるんですか、お答えください。

○谷口重和委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 前回もお叱りを受けましたが、二度と起こさないように今後も真摯に対処していきたいというご答弁をせざるを得ないということでご理解いただきたいと思います。また、責任の問題につきましては、当然、それぞれの事案事案のもたらす影響、そして、いろいろな権利の侵害、あるいは損害、こういったものを踏まえまして、それは、しかるべき責任をとらなければならない時点においてはそれなりの判断をしてまいりたいと、このように考えております。

○谷口重和委員長 浅見委員。

○浅見健二委員 もうおいときますけど、しかるべき措置をとらないかんというのは、具体的にどうなんですか。あなた方は言葉のあやを使ってはるだけですやんか、毎度毎度。衛管全職員挙げて取り組まなあかんというて何回も意思表示してはるでしょう。それで、何でこれ、次から次へとこんなことが起こるんですか。そやから、今回をもって絶対こんなことは起こしませんというぐらいのことを、専任副管理者、よう言わんの。ということは、次また起こりませとということがあるんじゃないかと、こう思いますやんか。そら、人間のすることや。そら、ミスはありますよ。しかし、あまりにも多過ぎますよ。そやから、これ、個人情報はどうなってるのか、たまたま、先ほど言うたように個人情報が大したことにならなかつたからいいけども、これ、大したことになったらどうするのかということですよ。今、事業部長が、何遍も言うてると。そやから、裏は、何遍も言うてるけど聞きよらへんねんということですよ。違うの。何遍も言うたら、あなた方の責任は、それでとったことになるんですか。もっと根本的に問題を……。

○谷口重和委員長 浅見委員、まだ続きますか。

○浅見健二委員 いや、もうやめます。

今後、ほんとうにこういうことがないようにどうすべきか、その辺のことだけ答弁して。もう僕は終わっときます。

○谷口重和委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 今、委員のほうからもご指摘いただきまして、我々も十分に重く受けとめております。今後はかかる事態のないように業者指導を含めて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○谷口重和委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 1つは、もとなる資料というのはそもそも何なのかということですが、これは要するに、年間の委託先、要するに、ここへ収集行ってくれということで、毎年更新をされていくもので、1年間、持つてはるわけですね。ということは、26年度分は、この5月1日にまた発行して渡しているわけですね。それは、先ほどもちょっと質疑の中に出てましたが、基本的な資料ですから、それを加工して使うのは当然だと衛管も見てるわけですね。だったら、単純にコピーがいかんとかへったくれとかいうのは、規定がやっぱりちょっと実態に合っていない、ずさんですよ。

先ほど土居委員も提案されましたが、最も基本的なプライバシーの基本書類ですから、その管理や運用のことについて衛管がもっと関与して、こういうふうに、例えば、会社に渡していく形態はこうするもんだ、こうやるんだとか、作業でどこでするとか、もう少し深くかかわらないと、「ちょっと気つけて扱えよ」というてぽっと渡して1年間持たせてるといふふうに事態は見えるわけですね。それではちょっと、防ぐことは困難なのではないかと思っておりますので、そこが1つと。

もう1つは、これは一体、自宅での作業をしに持って帰ったんですか。何で自宅に持っていかなあかんかったんですか。パソコンへの入力はどうも会社でしたような感じの報告で、何か照合と書いてあるけど、一体、何と何を照合したのか。会社は許可して持って帰らせたと言ってるんやけど、一体、何でそんなことになったのか。これって、組合が管理しようがしまいが、もう、イロハのイじゃないですか。池田清掃が衛管とかかわってることでプライバシーといったら、もうほとんどこれしかないというような基本書類で、ぼかんと六十何ページもあるようなものを何で家へ持って帰るの。ちょっとそのところをご答弁願いたいと思っております。

○谷口重和委員長 栗山課長。

○栗山淳彦業務課長 今ありました点ですけど、まず、従業員が自宅に持ち帰ったということでもありますけども、大変多忙で——多忙でというか、その従業員が日常の運転業務、収集業務をされてからその業務をしていたということですので、どうしても時間内に終わらないということで、池田清掃としては許可をして自宅のほうで照合させていたということのように聞いております。



それと、今ご指摘があったように、情報の管理の部分ですね、城南衛管がもっとかわるべきやというご指摘をいただいたのは、そのとおりだというように思っております。今後とも、その点については、十分、深くかかわっていけるよう検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○谷口重和委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 もう一言、そのことについて聞きたいんですけど、うちへ持って帰って、ものすごい忙しかったからしゃあないので持って帰ったと、こんなん許せませんけども、そんなことは。特に公務労働の委託企業というのは、わりとブラックな例が多いわけですよ。つまり、費用全体を計算して、何で直接、衛管がやるより安なるかいうたら、人件費が安いと、この1点なんですよ。人件費が安いことは、人が足らんか、給料が安いのか、その両方か。だから、多忙で会社でやってる暇がないなんていう事例はよく起こる。だから、そういう点では、その委託の中身そのものに対する監視がどうしても必要だということは1つあると思いますが、同時に、何かの作業を持って帰ってやったか知らんけど、何で終わってから延々と長いこと家に持ってて、退職後もまだ持ってて、本人にとっては関心のないどうでもええ書類やから捨てたと、こういうふうに見えるわけですけども、この流れは、一体、何が起因しているんですか。持って帰ってやったこともけしからんですけど、何で持って戻らへんのですか。退職後も持ってるというのは、一体どういうことをしてたんですか。

○谷口重和委員長 栗山課長。

○栗山淳彦業務課長 事実関係なんんですけども、要するに、1月ごろに発見されたということで、退職されたのは、今年度、平成26年4月なので、在職期間中に通報者の方が拾われたということですので、その辺、ちょっと事実関係だけ申し上げておきます。

○谷口重和委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 わかりました。

ただ、大事な書類を持って帰って、在職中やったら、なおさら捨てたらぐあい悪いじゃないですか。その捨てた人は何やと言うてるんですか。

○谷口重和委員長 栗山課長。

○栗山淳彦業務課長 池田清掃のほうで、元従業員に聞いたところによりますと、要するに、個人情報である、リストであるということは本人は重々認識していたということで、本人は捨てた覚えはないと。ただ、発見された場所がそこで発見されたんやったら、その人が日常ごみ捨て場に出す場所やから、自分が過って廃棄してしまったんやなとい

うことです。確かに12月の年末年始にかけて、要するに、非常に部屋が散らかっていたので大掃除をしたということをおっしゃると聞いております。

○谷口重和委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 細かいことを聞くようで恐縮なんですけど、京都市は指定袋制ですから、指定袋に入っていないと回収されません。黄色い有料袋に入っていなかったら、ごみとして捨てたという形態になってませんし、指定袋の中、出したんやったら、発見者はプライバシーの侵害もええとこです。捨てたのはけしからんですよ。それ、よそのごみの袋を開いて中から袋を出したいうたら、大ごとですよ、そんなことは。わかりませんよ。だから、この経過を見て、それ自体が大事なことかどうかはわかりませんが、納得のいかんことがあちこちにあるわけですよ、おそらくそれは皆さん方も。

ただ、発見した人には事情聴取みたいにあんまり強く詰問できないとおっしゃったのは、それはそういう事情もわからんではないんですけども、退職した職員にはもうちょっとはっきりしたことを聞かないと。ちょっと経過について、それが決定的な大事なことなのかどうかは聞いてみなわかりませんが、その疑問はあります。この問題、ちょっと保留しておきます。これ以上聞いてもおそらくわからへんやと思うんですけど、疑問としては抱いたまま未解明だということは確認しておきたいと思っております、細かいことでね。

質問を次にしたいんですが、1つは、次は委託側企業の体制の問題で、何か全体として非常にルーズやなというにおいがするわけなんですけど、今の経過を聞いてもね。その上で、調べてみたら、5月28日に通報があって、私どもにファクスいただいたのが6月3日です。この6月3日、ファクスいただいた日に第2の事例が発生しているという報告が2ページにあります。ほんまにこれだけで済みますか。先ほど浅見委員が何回か念を押されましたが、やってるさなかにすぐ2例目が起こると。この程度のことやったらもうちょっとほかにもある可能性がないかという心配があるんですけど、何か疑い深いような質問で恐縮ですが、いかがですか。

○谷口重和委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 確かに我々も、関係議員の方々にファクスを提供し、また、報道発表に公表した、そのさなかにもう一方の事案が発生していること、重大な事案であるというふうに認識しております。ただ、我々のほうとしては、委託しております各企業に、全て、詳細な、些細な事案であっても報告せよということを申し上げまして、今般の報告についても上がってきたものというふうに認識いたしておりますので、我々のほうとしましても、現時点で把握しているのはもうこれ限りということでございます。

○谷口重和委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 古川商事って、池田清掃と同一場所にある会社ですよ。所在地、一緒

ですよ。違う……。

○谷口重和委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 古川商事は東隼上りの所在地で、池田清掃については、五ヶ庄…  
…。

(「折坂ですね。ほな、違いますね。はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○寺島修治事業部長 違う場所ということで認識いたしております。

○山崎恭一委員 それは結構です。

それで、比較的近い企業ですので、緊張感はそれなりに伝わってるのかなど。ほかの3社はちょっと心配だなと思っています。それはちょっと問題意識は持つといってもらって、当該会社だけではなくて、全社に対して、リストの管理について、今までとは大きく異なる、衛管、組合としてもしっかり関与した、お互い確認できる様式での管理をするという方向への改善を行ってほしいと思います。

それと、最後に、事後対応なんですけども、第2の事例のところは、掲載されていた方のところに直接連絡をとって状況説明とおわびを行っていると。ところが、例の1,800件については、今のところ連絡ないし、被害なさそうやなど言うてるだけで、どうも直接に連絡はとってないんですが、同じような事象であるのに、少なれば連絡とるけども、多くなったら連絡とらへんといつて、ちょっと対応に差があるのではありませんか。

○谷口重和委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 個別に連絡をとったかからないかという問題ですけども、確認票の紛失につきましては、その場で作業もしていた中で起こったことですので、その旨、事情を説明しておわびしております。最初の千何百件のリストの件につきましては、これは前段でも申し上げましたけども、先ほど委員が発見者の経緯のところ  
で保留されると言われたこともあろうかと思うんですけども、捨てられた経緯とか場所とか、過って捨てた方から聞き取ったこと、あるいは拾った方からの聞き取ったこと、それからその後の時間的な経過、そういったものも総合的に判断して、流出あるいは悪用はされていないと、このように判断をいたしております。このことにつきましては、私どもでこういうことが過去にも起こったという前例はございませんが、このような誤廃棄の事例が起こったときの他団体等の対応なども参考にいたしまして、これを社会的に明らかにすることと、ホームページ等でお知らせと、こういうことで対応させていただいたということでございます。

以上でございます。

○谷口重和委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 事例を見て、多分そうなるだろうと、希望的に思えばおっしゃるとおりだというふうに思いますが、完全に不安がないわけではもちろんありません。私は、問い合わせがないからということではなしに、やはり、こういう事例が起こった場合は、掲載者について1人1人に連絡をしたらどうかというふうに思います。全部に電話するのは大変かもしれませんが、毎月、これ、池田清掃が回収に行ってるわけですから、池田清掃と衛管と連名で文書にして、そのときに、回収に行ったときにお届けして、お問い合わせがあればこちらへというふうな形で、直接、事態の説明ぐらいはすべきではないかと思うんですね、万が一の対応のためにも。

この名簿をもし悪用されるとしたらどういうことが起こるかなど、ちょっと考えてみました。そうすると、し尿処理の委託先のリストというのは、古い家に住んでる家ですよね、そんな新しい家ではありませんし。例えば水道未布設のところで、新しいところはやっぱり浄化槽になってると思うんです。浄化槽にもなってない、もちろん、下水接続されていないところということになると、かなり古い家だろうという率が思いっきり高いです。お住まいになってる方も、そんな若い人は少ないし、高齢者だろうと。そういう意味では、大分、絞れてくる名簿になると思うんです。そうすると、例えばリフォーム業者とか、それをかたる怪しげな業者とかにとってみれば、彼らなりのお得意先リストになりかねないという、これ、最悪の場合を想定しての話ですけども。

そういうことも含めて、こういうものでこうやったら、もし何か不審な連絡なりがあって疑問があったらぜひ衛管へというような文書をつけた経過報告の文書を、全関係者に送ってはいかがですか。

○谷口重和委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 我々のほうとしましては、事案が起こりまして、その全該当者への例えばお知らせというのも実務的には検討いたしました。しかしながら、我々のほうの判断といたしましては、現時点でその情報が流出したものではないという認識をいたしておりますので、個別に通知させていただくことによって、かえってご心配、ご不安ということも懸念いたしましたので、ホームページのほうにはおわびを掲載させていただくとともに、FMうじのほうでも、一定、説明をさせていただいております。今後また7月の広報紙等にもそういったお詫びなりを掲載させていただきまして、今後、もし何かありましたら個別の対応をさせていただきたいと、現時点ではそのように考えております。

○谷口重和委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 FMうじとかホームページとか、そういう発信の仕方は、不特定多数の人に送ってるので、それはそれで、また別の意味があると思います。新聞報道もしていただいておりますけども、この加入者全部が地元紙をおとりになっているとは到底思えませ

ん。相手ははっきりしてるわけですから、もちろん、送ればいっぱい問い合わせがあって、その対応に忙殺されるだろうということは予想はされますが、僕は、あえてやるべきだというふうに思います。ほんとうに、それ、しなくて、被害が起きたときに言いわけが立つのかと思います。僕は、万全の対応をとるべきだと、これはもう、意見として言うておきます。

以上です。

○谷口重和委員長 ほかにございませんか。

阪部委員。

○阪部晃啓委員 1点だけ質問させていただきます。

収集業務の管理に使用した後に、収集業務の管理が、もう既にそれは終わったものなんですよね。だから、誤廃棄されているということは、見つからなくても見つかってても、別にそれはもう使用したものだという認識で、その廃棄された方は理解されていたんでしょうか。そこをちょっと。言うてること、わかりますか。もう使い終わったものだとして理解されて——見つからなくて、自分は捨てた覚えがないと言われてるわけですから、どうだったのかと。もうその処理は終わってるのか、仕事は終わってるのかということですね、家に持ち帰った仕事はちゃんと終わってたのかということを知りたいんですけど。

○谷口重和委員長 栗山課長。

○栗山淳彦業務課長 本人に、池田清掃を通じてその辺もお聞きさせていただきました。

本人いわく、それは当然、会社のほうに返してるもんやということを思っていたというところがあります。

○谷口重和委員長 阪部委員。

○阪部晃啓委員 日常的に、会社の許可を得てコピーされて、それを持ち帰ってというのが、お仕事が忙しいからというので持ち帰らないとできなかったというものというのはあると思うんですけども、それが常に、その会社、例えば池田さんだったら池田さんのところで常態化されているものなのか、それとも、今回、こういうのはほんとうに特別な異例な形でというものなのか、その辺はどうですか。

○谷口重和委員長 栗山課長。

○栗山淳彦業務課長 その点につきましては、池田清掃に関しては、今回の点については、この事案において、そういう状態、通常の状態ではなかったということを知っております。また、ほかの業者につきましては、6月2日付で口頭で報告を受けまして、他の業者におきましては、残業させて個人情報を持ち帰って仕事をさせたことは一度もな

いというように口頭報告は受けておるところです。

○谷口重和委員長 阪部委員。

○阪部晃啓委員 これから個人情報というのは非常にやっぱり大切になってきますし、それこそ信頼関係というのが出てくると思いますので、十分気をつけていただければと思います。

以上です。

○谷口重和委員長 矢野委員。

○矢野友次郎委員 我々、衛管組合の議員ですから、あまり委託先のとこまでががん言言うわけにはいかんとは思いますが、1つ、きょうのこの題材を見ましても、「し尿収集運搬業務委託企業による個人情報記載書類の誤廃棄について」ということで、この2ページの「(3) 誤廃棄の原因」、その前は、個人情報の内容等について、(1) が発見場所なり当該情報、(3) が誤廃棄の原因。これ、衛管さんの態度というか、姿勢として、この誤廃棄という、これでいいんでしょうか。ここは、私は、逆に言うたら、情報の管理・処分に問題がなかったか。これ、逆に「廃棄」で、「誤」がなければ、これ、何もわからへんかったさかいに全然問題ないということで、これでいいんでしょうか。本来ですと、この2ページの(3)は、書類発見の状況か何かがあって、廃棄は、処分は徹底をどう今後していくかということにしないことには、私……。今回のこういった原因の起こることと、後の処分が——処分というんですか、再発防止も、2行目に、管理及び処分について適正に行うと、これだけしかないんですよ。本来、これでいいんでしょうか、こちらの姿勢として、衛管さんの姿勢として。いや、もう何もかもでそっちでつくらはって、コピーするのもお任せしましたよ、それはもう勝手にお宅で処分しはったらいいですよという姿勢だけでいいんでしょうか。そのことを本来はちゃんとして徹底しなければいかんというようなことを、先ほどからみんなおっしゃってるんじゃないかなと思うんです。

そうしますと、私は何か、この「誤廃棄」、廃棄を間違うてましたよ、管理なり処分をちゃんとしなさいよというのは、個人情報にまつわるいろんな情報についてはそこをちゃんとしてくださいよというのが、この衛管が委託業者に対するあれじゃないかと私は思うんですけども、どうでしょうか。

○谷口重和委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 委員からご指摘いただきましたように、確かに、今後の対応なり業者への指導につきましては、個人情報の厳格な取り扱いについてという格好になるかと思えます。ただ、今般、我々のほうは、第1回目に各議員宛てに一報を入れさせていただきまして、その事象を捉えまして、過って廃棄したという行為そのものを捉えまして、「誤廃棄」と。これも、過って廃棄して、その後、例えばその物が違うところへ

行ったりしますと、また情報の流出ということにもつながるわけでございますけども、今般については、事象として、過って廃棄したということの報告という形でさせていただいた次第でございます。

委員からご指摘いただいていますように、確かに今後の方向とか対策、本日、いろいろご意見賜りましたが、その辺については、個人情報の取り扱いの徹底なりその重要性については、我々のほうも十分認識していきたいというふうに考えております。

○谷口重和委員長 矢野委員。

○矢野友次郎委員 それは十分にやってもらわないと思うんですけど、本来、それじゃ、過って廃棄——これ、事実関係を述べておられるからこれやと思うんですけど、本来、ほんなら、1月になくした方がなくしたというアピールはあったんですか、その委託業者、I 清掃さんを通じてこちらのほうにも。なかったんですね。たまたま発見されて、経過を尋ねていったら、だから、これ、ほんまに誤廃棄か何かわからへんわけじゃないんですか。だから、ここは私は、今回の事象の一番のポイントはここにあって、これに対する衛管さんの姿勢というんですか、私は、これが誤廃棄の原因だということでこの書類を出されるというのには、これから後の再発防止についての分については、おっしゃってるお言葉とこの報告については、姿勢という面から見たらかなり隔たりがまだあるなということで、私は、浅見先生もかなりお叱りがあったみたいなきがすると思いますので、ちょっとその辺は姿勢としてももう少し毅然とされていかなければ、なかなか再発防止にはかかっていかないと思います。

このことを申し上げて、私はもう終わります。

○谷口重和委員長 ほかにございませんか。

山本委員。

○山本邦夫委員 矢野委員のあれに続いてみたいになるんですが、このタイトルは間違っていると思いますね。僕は、「個人情報記載書類の流出について」だと思います。例えば今回の個人情報、これは、収集委託する以上はこの程度の個人情報は委託会社に渡さなくちゃいけないし、住所と名前と、ちょっとその類するものなり、まだ個人情報の中身としては——中身で議論するとこれは難しくなるんですけど、この程度の議論で済むのかなと思ってますけど、今回の問題を、どこがおかしい、どこで間違ったのかということでしたら、退職された方が、従業員の方が、会社の許可を受けて家にプリントした書類を持ち帰っているところにまず間違いがあるんですよね。それで、それを家で処理して、本人の自覚のないまま捨ててしまったということでしょう。だから、そういう意味では、僕が思うには少なくとも2段階でこれは間違いがあるんですよ。でも、誤廃棄となったら、それは会社がそれを許可したことは是とする判断になってしまって、それは、個人情報の管理としては極めてまずいと思いますよ。社長が——社長か代表が、ほな、家に持ち帰って仕事したらいいよと、そこ自体が間違っているという認識に立ったら誤廃棄じゃないですよ。誤廃棄ということを超える以上、それは、会社がそういうこ

とを認めることは衛管としては容認するということになってしまうので、ここのタイトルについては本質的な部分を含んでるんですよ。これは僕は、もう前から、事前に電話とかでやりとりしたときも、「流出」と僕は言ってるけども、「いや、誤廃棄です」と言われるけど、まだ変わらへんのやなど。プロセスをたどってみたときに、やっぱり、それは会社が許可した時点で間違ってるんですよ。そうでなければ、ここの指導をできないでしょう、あなたたち。今後、データで渡す、パソコンで入力をする、打ち直すこと自体がどうかというのはありますけど、業務上必要なものについては、それはある程度までは認めなくちゃいけない今後の対応としては、最初に一定の条件を付して認める方向で対処するとおっしゃったわけですが、今後、その管理を、今後もそれはちょっといろいろ確認のために家に持ち帰ってもいいですよということを衛管として認めるのかということになるんですよ、誤廃棄としてたら。誤廃棄じゃないと。それは、外部に、もう既に自宅に持ち帰ってる時点で外部流出なんですよ。そこのところを厳格にまずやっぱりはっきりさせなくちゃいけないし、その辺については、ちょっと重ねてになりますけど、見解をお聞かせください。

それと、この従業員の方が家に持ち帰られた時期はいつなんですか。おそらく5月にデータを渡して、向こうでパソコンの処理をして、一定、年度の早い時期にそれをやって、12月とか1月の時点では、この書類自体はもう家で置いとく意味のない、不要のものやったんじゃないですか、事実上。そういう意味では、その時期の問題と、それから、最初の質問とも絡みますけど、社長さんが、それは家へ持ち帰っていいですよ。個人情報として重要な書類という認識があんねやったら、それはいつ返すんだという、返却した記録もとどめないかんですよ。そもそもやったらあかんことなんやけど、出した場合はちゃんと返せよと。いつ戻したんだという確認をしないと、こんなこと、ずっと繰り返されますよ。ほんまに1回今回限りやったのか信用もできない、そんなことは。誰も検証できないんやからね。ちょっとその時期も教えてください。

それから、この発見された方の、いま一つよくわからないんですけど、全体として読んだらここに住んでおられる方なんだろうなと思うんですけど、従業員の方はこの発見されたごみ回収ステーションに住んでおられる方で、いつも出すごみとしてそこに出さばったんでしょう、きっとね。その発見された方も、「西京区在住の方から、住居地のごみ回収ステーションにて」ということで、何とか、そこに住んではるんだろうなというのは読み取れるんですけど、必ずしも明確に、その人が日常そのごみ回収ステーションにごみを出してるところで見つけはったのかどうか、そこはちょっとだめ押しみたいな質問で申しわけないんですけど、ある意味では、この個人情報が悪用されるということであれば、例えば幾つかのステーションでそういったものをあちこち探し回ってる人だっているわけですよ。そうやないと、わざわざ袋あけてそんな見ませんで、そんなよその家のごみなんて。そのあたりは、ちょっと念押しになりますけど、お答えください。

それから、パソコンに入力をする作業というのは、委託収集はずっと前からですから、池田清掃さんは何年ぐらい前からこのパソコン入力の作業をされていたのか、それから、ほかのところでは同じようなことがされているのか、その辺の現状を教えてください。

それから、衛管から委託業者、別にこれだけに限らないですけど、そのほか、個人情報



報を委託業者に預けてる、提供しているものはほかにはどういうものがあるのか、ちょっと考えても思い浮かばへんのですけど、どのような個人情報をどういう形で提供しているのか、もしほかの事例があれば教えてください。

それから……。

○谷口重和委員長 山本委員、まだありますか。

○山本邦夫委員 あります、あと2点。

今後のペナルティーはどう考えているのか。

それから、最後に、今回の調査で新たに見つかった話がいま一つよくわからないんですけど、6月3日のし尿臨時収集量確認票で、3枚複写のカーボンで、現場に置き忘れたと。これというのは、それで、組合用と収集先用は回収したけども、収集担当控えを紛失したものと書かれてるんですが、組合用は組合に持って帰るものですよね。収集担当控えというのは、その収集者、僕が収集したら僕がそれを持って委託企業が保管しておくとか、個人が保管しておくとか、そういうことやと思うんですが、収集先用というのは収集した先に渡すのとちゃうんですか、これ。そしたら、収集先に渡すべきものが……。それは、回収したもって、別に、現場に置き忘れて、どういう状態かよくわからないんですけど、収集先用って、既にそれはもう伝票を切って渡してるもので、回収すべきものでもないんじゃないですか、これ。この置き忘れて——要するに、この時点で収集先用の伝票というのは渡されてなかったということじゃないですか、これ。違うんですかね。読み違いですかね。

(「収集担当控えを紛失した」と呼ぶ者あり)

○山本邦夫委員 ええ、控えを紛失した。だから、収集先用というのは現場に置き忘れてるわけでしょう。置き忘れてる時点で、それはその現場を立ち去ってるわけじゃないですか。そのときに何で収集先用の伝票が切り忘れて残ってるのかというのが、僕、よくわからないんですけど、ちょっとそのあたりを教えてください、単純なことなのかもしれないんですけど。

以上です。

○谷口重和委員長 栗山課長。

○栗山淳彦業務課長 まずは時期の問題ですね、いつごろにそれを持ち帰ってやったかということです。正直、そこについて、この日、この月あたりということは具体的にはわかりませんが、10月に、一旦、池田清掃のほうから点検報告を受けてますので、大体、最終的なチェック用に打ち上げているというように考えられますので、その辺あたりかなというように言えます。

そして、ごみの通報者の方ですね。通勤されるときに、会社通勤のときにごみを捨てに行かれて発見されたということでもあります。

それと、池田清掃のデータ管理についてなんですけども、基本的に、先ほど部長からも説明させていただきましたが、池田清掃の収集というのは地図上で管理されてまして、今回初めてこういうように管理をされたということでもあります。

それと、古川商事の事案の件で、今ご指摘いただいたとおり、ここに記載されているところにつきましては間違っておりました——えっ、収集先。収集担当控えが紛失している、今、1枚紛失しているということです。企業に控えるものがなくなっているということです。収集先は回収した……。

(「いや、だから、現場に何で渡すべきものが置き忘れてあるのかと聞いてるんです、僕は。表現の問題かもしれんけど」と呼ぶ者あり)

○谷口重和委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 申しわけありません。最後の点をちょっと説明するんですけども、3枚複写のものを現場に3枚とも置き忘れました。置き忘れたことを気がついて現場へ戻ったときに、2枚は残ってて、自分の控えの分がなくなってたということでございます。

(「だから、何で……」「いや、なくなったものじゃなくて、その収集先用が、何で伝票が渡されてないのかということが疑問に……」と呼ぶ者あり)

○竹内啓雄専任副管理者 収集先用は残ってました。

(「いや、だから、何で残ってるのかということなんです」と呼ぶ者あり)

○竹内啓雄専任副管理者 組合用と、それから収集先用はありましたので、組合用は組合用として私どもに来てますし、収集先用は、その後、お宅のほうへお渡ししております。古川商事が自分のとこで控えとして持っておかなきゃならないものが見つかってないということでございます。

○谷口重和委員長 寺島部長。

○寺島修治事業部長 ペナルティーの問題でございますけれども、我々のほうの要綱では、例えば指名停止であるとかそういったものであれば、契約違反、組合発注業務及び物品納入契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき、例えばこれでしたら1カ月の指名停止なりの要綱はございますが、今般の事案につきましては、業務そのものにつきましての契約不履行ではない、また、そういうふうになって廃棄をしたということで、現時点では故意ではないというふうにも認識いたしております。基本的に、業者のペナルティーはどうかということで、現時点では決定いたしておりませんが、今後、この点を踏まえまして適正に対処してまいりたいというふうに考えており

ますので、ご理解賜りたいと存じます。

○谷口重和委員長 山本委員、よろしいか。

○山本邦夫委員 最初の「誤廃棄」は。

○谷口重和委員長 栗山課長。

○栗山淳彦業務課長 古川商事の件ですけども、もうちょっと時系をたどってしっかりとご説明させていただきたいというように思います。古川商事が、担当者が、臨時収集にお伺いしたと、そこで作業が終了したと。伝票を当然書いて、その人にサインをいただいて、その方にまずお客さん控えを渡して、そして、組合保管と業者保管をそのままそこに置き忘れて、一旦、会社に戻った。それがないことに気がついて、慌てて戻ったと。1枚は確かに見つかったけども、あと1枚が見つからないという状況報告です。すいませんでした。

○谷口重和委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 先ほどの説明で少し不正確なことを私が申し上げたかもしれませんが、申しわけございません。今、業務課長が言ったとおりでございます。

それから、誤廃棄ということにつきましては、先ほど矢野委員のほうからもご指摘を受けまして、重ねて山本委員のほうからもご指摘を受けましたが、基本的な考え方といたしましては、その1,700件のリストの件につきましては、先ほども申し上げましたけども、捨てられた場所、経緯、そしてまた、捨てられた者あるいは拾った者からの話を聞く中で、総合的に、この件につきましては、それ以外の者の目に触れた可能性は極めて少ないということで回収されておりますので、そういった意味で、流出という事案として私どもは整理をしなかったということでございます。

ただ、矢野委員からのご指摘もあるように、企業における情報管理そのものに対する組合の認識の問題、あるいは日ごろの指導の問題、それが根本的にあるのであって、誤廃棄というのは単なる現象だけのことであって、情報管理そのもののあり方が本質的なことであるというご指摘もございましたし、山本委員からもそういうご指摘がありました。その点につきまして、あえて私ども、この言葉にこだわって、いやいや、これは絶対誤廃棄だという主張をするつもりはございません。当然、その前提といたしましては、前に申し上げましたように、我々の一般廃棄物処理業務を委託してやっているということは我々の責務を代行してやっているという、単に何かの業務を、これだけ何かの調査業務を委託したと、こういうような委託関係ではございませんので、そういった意味では、当然に、また、我々の持つ情報と委託業者が持つ情報は同じ情報でなければならぬわけですから、企業における情報の管理というものはそのまま私どもにおける組合の情報管理というふうに、本質的には変わらない部分がございますので、そこについては重々認識いたしております。

あえてこだわりませんが、会社のほうが許可したことを認めているわけではございませんが、一応、会社の許可のもとに本人が自宅へ持って帰ったその書類が、きちっとした形で、本来ならば、当然、会社へ持ち帰って溶解処分をするなりシュレッダーにかけたり、このようにして処理するところを、何かのごみに紛れて過失として過ってその従業員の方が廃棄されたと、こういうことから、自宅に出た段階で流出ではないかというご指摘に対してはあえて異は唱えませんが、そういう適正な廃棄処분이なされなかったということで誤廃棄という整理にさせていただいた、ということでございます。

○谷口重和委員長 杉崎課長。

○杉崎雅俊総務課長 私のほうから、他の委託業者に対して他の個人情報を与えているのではないかというご質問にお答えいたしたいと思えます。

基本的には、城南衛管の一般廃棄物を処理する上で住民さんからお預かりしておりますデータというのは、し尿収集管理の情報となります。

あと、広い意味でいいましたら、環境まつりのイベントの申し込みとか、工房とか各種の教室の申し込みなり、チップ化物の配布の申し込み等々、住民さんからお預かりしているデータはあるんですけど、基本的には、収集管理上、どこどこに行ってくださいよというデータのみをお渡ししているということになっております。

広い意味でいいましたら、最近、工場運転委託等々、いろいろ出てまいりましたので、城南衛管の各工場の工場長の自宅の電話番号なり携帯電話番号は、業者に緊急連絡先として提示しまして、何かあったときにはここに連絡しなさいという、広い意味での個人情報は提示しております。

以上です。

○谷口重和委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 誤廃棄かどうかということについては、このタイトルを変えろというたら、ほかの委員の方からも質問があつて、変えたらまたややこしなりますんで、もういいですけど、例えば、明らかにこれ、外部に流出してるんですよ。だって、この名簿を拾った人は衛管の中の人じゃないんだし、外部の人なので、明らかに外部で。1人だけにとどまって——家族の人も見てはるのかもしれないけど、少数か多数かということでのろんな物事の性格づけを判断すると、単数ならいいけど多数ならだめとか、そんなふうなものじゃなくて、1人でも漏れたものは漏れたものとして扱っていかないと、さっきも言ったように、物事の再発防止策を考えていったときに、どこで間違つたのかということを考えるときに、やっぱり、まず1つは、会社がそういった個人情報を扱うデータを安易に、家に持ち帰って仕事していいですよということの許可をしたこと自体が間違っているわけで、そこは明確な立場に立たないと、その会社に対する指導はできません。

それから、全体を通じて——もう細かいことは聞きませんが——推測に基づく判断がいろんなことでされていて、例えば拾った人が5月に通報してきてくれはって、ほか

に広がってないというのも、それはあくまでも推測であって、確証はないわけですよ。それから、さっき僕が聞いた中でも、従業員の方が持ち帰ったのはいつですかと聞いたときも、ヒアリングの中でそれすら聞いてないわけでしょう。普通、それ、いつ持ち帰ったのかということは、どんな作業をしてどれだけ家で保管してたって、聞くべきイロハのイじゃないですか。それにしても、10月に池田清掃から点検報告か何かがあって、そのときの作業で持ち帰ったんだろうという、それもやっぱり推測で、そんな推測で答えられてもこっちは質問のしようもなく、何か事が起こったときにそこをきちんとヒアリングをしていく。別に詰問状でなくてもいいですが、必要なことはやっぱり聞き出すべきだし、そういう能力をつけへんかったら、こういう問題も肝心の点をスルーして曖昧にってしまうという危険があると思いますので、その辺についてはちょっと意見としては言わせてもらいます。

あと、ほかの方からいろいろ出てるので、パソコン入力は今が初めてなのかと、ほかの会社がやってないとかいうのも、今のご時世でほんまかなというのは、それはあるんですよ。そんな前近代的な会社にやってもらってるのかという気もするし、普通、それは名簿を受け取って、それはコピーをしてはいけない。じゃ、もう全部、ひたすら手書きで写してるということでしょう、そんなの。そういうことが、今、ほんまに初めてですというのもまた驚きのお答えで、それ以上に言う材料もないですけど、もう少しそこは、きちんと調べるべき点は調べてほしいなというふうには思います。

それから、最後の古川商事の書類の件は、ちょっと第三者が読んで誤解のないような表現はぜひお願い……。今先ほどの最後の説明で一応わかりはしましたが、3枚とも置き忘れてたら作業が完了してないじゃないというのは誰も思うことで、それは先ほどの説明でわかりましたので、結構です。

以上です。

○谷口重和委員長 ほかに質問はございませんか。

乾委員。

○乾 秀子委員 最後にちょっとだけ、1つだけですけども、これ、毎年行われてる作業というふうに言われてましたし、本年もこの貸し出し日付で、例えばここに書いてある、昨年でしたら25年の5月1日から本年の4月30日までの貸し出し期間でされているので、今年もこの期日で一応貸し出しされていると思うんですけども、どういう形、文書で貸し出しされているのか、例えばUSBとかに入れて貸し出しされているのか、どういう歯どめをかけて今年はこのデータを企業のほうにお貸しされているのか、そこだけ、最後ちょっと、今年はどうやったのか聞かせていただけますか。

○谷口重和委員長 栗山課長。

○栗山淳彦業務課長 この事案があったからではございません、今年度についてはまだ貸し出しを開始しておりません。というのは、要するに、貸し出し期間が4月30日で、業者から返ってきたデータの照合を我々のほうで、最終、集計をただいまさせていただ

いてますので、時期がまた改めてというように考えておりました。この矢先、こういう事案がありましたので、きょう委員さん各位からいただいたご意見に基づいて、しっかりやるべきときが来れば対応してまいりたいというように考えております。

以上です。

○谷口重和委員長 乾委員。

○乾 秀子委員 時期を改めてということでしたら、先ほど土居委員からも指摘がありましたように、せっかく貸し出しされるときに、こういう決まりもあることですし、図書の本でも、貸し出しすれば返却期日というのははっきりして返してもらいものですし、本来、出たものは返していただく、あったままの状態で返していただくと。それで持ち主が処理するというのが一番いい形やと思いますし、その中でいろいろな工夫を、先ほど土居委員のほうも言われてましたので、しっかりと、もう二度とこういう形で皆さんに頭を下げていただくことがないようにまたしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○谷口重和委員長 あと、質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○谷口重和委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして本日の審議は終了いたしました。

なお、本日の連合審査会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は委員長において精査いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の総務常任委員会・廃棄物処理常任委員会の連合審査会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時7分閉会